

令和4年1月つくば市教育委員会定例会会議録

1 会議日時

令和4年1月24日（月）

2 会議場所

本庁舎2階 防災会議室2・3

3 出席委員

教育長 森田 充
委員 柳瀬 敬
委員 倉田 廣之
委員 和泉 なおこ
委員 成島 美穂

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育局長	吉沼 正美	生涯学習推進課長	大久保 文子
教育局次長（兼）		文化財課長	石橋 充
教育施設課長	飯泉 法男	中央図書館長	柴原 徹
教育局次長	貝塚 厚	企画監	澤頭 由紀子
教育総務課長	笹本 昌伸	学び推進課長補佐	久松 和則
学務課長	下田 裕久	教育施設課長補佐	三井 永達
健康教育課長	柳町 優子	（兼）係長	
教育相談センター所長	岡田 太郎	特別支援教育推進室	中島 澄枝
総合教育研究所所長	山田 聡	主任主査	

6 傍聴人 10人

7 議事

（1）案 件

- 議案第1号 教育財産の取得の申出について（非公開）
議案第2号 つくば市立幼稚園長の臨時的任用について（非公開）
報告第1号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）

報告第 2 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）

報告第 3 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）

報告第 4 号 令和 4 年度つくば市立中央図書館の休館日等について（公開）

8 会議の概要

◎ 開 会

午前 10 時 45 分開会

森田教育長	ただいまから令和 4 年 1 月の定例会を開催いたします。今日は全員参加しているので、会議としては成り立っております。
◎議事録の承認	
森田教育長	初めに、議事録の承認です。令和 3 年 12 月定例会分については、委員の皆様事前に確認していただいております。その後に修正がないようでしたら、承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	それでは、承認ということで進めさせていただきます。今回の署名人につきましては成島委員にお願いいたしますので、よろしくお願いたします。
◎教育長の報告	
森田教育長	続いて、教育長の報告です。 まず報告として、柳瀬委員が、前任期が終わりましたけれども、また新たに続けて教育委員として任命されましたことを報告させていただきます。任期は令和 3 年 12 月 25 日から令和 7 年 12 月 24 日までの 4 年間です。また、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその主務を行うとの規定に基づき、本年度については教育長職務代理者として引き続き柳瀬委員を指名したいと思っておりますので、ここで皆様にご報告いたしたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。では、柳瀬委員、一言ご挨拶をお願いいたします。
柳瀬委員	引き続き、教育委員に任命いただき受けさせていただきました。改めて地方教育行政の管理執行についての法律を読み直しました。教育委員会は教育行政の最高意思決定機関であるとされており、4 人の教育委員と教育長で構成する合議制であるとされています。色々な事務執行については、教育長を通して執行されるということになっておりますが、教

育長に委任することができない項目が幾つかあり、それについても確認しておきたいと思いました。もちろん、内部委任、教育長の指示で教育局の皆さんは色々なことを決めて進めておられると思いますが、それらには報告の義務があり教育委員として報告を受けて、それを了解していくという仕組みなのだと改めて確認いたしました。最高意思決定機関と書かれていると、その責任の重さにちょっとたじろいでしまうのですが、レイマンコントロールですので、私たちは一般市民として教育行政に関わっていくということになります。先生方のこととか学校のこととか、よく分からないこともありますけれども、それは聞きながら、一般市民の目線、子どもの目線、保護者も必ず教育委員に入ることになっていると法律で決まっています、そこで合議制の会議が行われるという、そういった原点に戻りたいなと非常に思っております。今後ともよろしくお願いたします。

森田教育長

はい、ありがとうございました。また4年間よろしくお願いたします。

教育長報告を続けます。令和4年の成人の集いについて報告をさせていただきます。つくば市では、今年度県内最多の2666人が成人を迎えました。成人の集いは、感染症対策として、2日間午前午後の計4回に分けて開催し、合計で1621人が出席しました。式典は各回とも新成人代表による誓いの言葉、市長・市議会議長による新成人に送る言葉、つくば市を中心に活動しているアコースティックデュオである「森と林」による演奏を行いました。今回、茨城県知事からの直前の要請に基づき、参加者は新型コロナウイルスワクチン2回接種済み証明またはPCR検査や抗原検査での陰性証明が必要となりましたけれども、会場のカピオでは筑波大学の水素燃料バス「SORA」を利用したPCR検査を行い、実際に87人が検査を受けたようです。また、ウエルシア薬局学園中央店での抗原検査数を増やし、ここでは70人が検査を行って対応しましたけれども、これらの無料検査を用意して、大きな混乱もなく行えたというところがございます。しっかりとした成人の集いができたのではないかと思っております。私の報告は以上でございます。

それでは案件に入ります。本日は議案が2件、報告が4件を予定しております。その中で公開できる案件は報告第4号の1件のみになります。非公開の理由としましては、議案第1号が議会案件で、議案第2号と報告第1号、2号、3号につきましては人事案件ということで非公開にしたいと思っております。本日の進め方としましては、非公開案件を先に審

<p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>議し、その後に公開案件を審議することとしたいと思います。委員の皆さんはそれでよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。では、まずは非公開案件になりますので、傍聴人の方々には、大変申し訳ありませんが、一旦退室をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>◎議案第1号 教育財産の取得の申出について</p>	
<p>森田教育長</p> <p>三井教育施設 課長補佐</p> <p>森田教育長</p> <p>森田教育長</p> <p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>では、議案第1号について、教育施設課、お願いいたします。</p> <p>(議案に対する説明)</p> <p>ただいまの説明に関し質問や確認事項がありましたらお願いいたします。</p> <p>(議案に対する質疑応答)</p> <p>はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。それではないようですので承認するというようにしてよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ではそれで進めさせていただきます。</p>
<p>◎議案第2号 つくば市立幼稚園長の臨時的任用について</p>	
<p>森田教育長</p> <p>笹本教育総務 課長</p> <p>森田教育長</p>	<p>続いて議案第2号について、教育総務課、お願いします。</p> <p>(議案に対する説明)</p> <p>ただいまの説明に、質問事項や確認事項ありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では承認することとしてよろしいですか。</p>

委員一同	はい。
森田教育長	では、承認とさせていただきます。
◎報告第1～3号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）	
森田教育長	次に、報告案件です。第1号から第3号まで関連がありますので、一括議題としたいと思います。それでは、教育総務課、お願いします。
笹本教育総務課長	（報告に対する説明）
森田教育長	何か質問や確認事項ありましたらお願いします。 （報告に対する質疑応答）
森田教育長	よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。 ないようですのででは報告のとおりとさせていただきます。 では公開案件に進めていきたいと思いますので、傍聴人の方に入ってくださいようお願いします。
◎報告第4号 令和4年度つくば市立中央図書館の休館日等について	
森田教育長	それでは報告第4号について、中央図書館、よろしくをお願いします。
柴原中央図書館長	報告第4号、令和4年度つくば市立中央図書館の休館等についてですが、図書館の休館日につきましては、つくば市図書館条例施行規則第10条により、月曜日・祝日・年末年始・館内整理日、特別整理期間及びその他教育委員会が図書館の管理運営上必要と定めた日、と規定されております。これにより、令和4年度は、中央図書館蔵書点検のため6月7日から10日までの4日間、また、オンライン交流センター図書室が4館ございますが、その蔵書点検及び図書館情報システムメンテナンスのため令和5年2月7日から10日までの4日間をそれぞれ特別整理期間とし休館いたします。また、同規則第10条にただし書きとて、つくば市教育委員会が必要と定めた場合はこれを臨時に変更することができることから、一部の祝日を特別に開館いたします。特別開館日は運用上、原則として土曜日又は日曜日に接続する祝日について午後5時まで開館

<p>森田教育長</p> <p>委員一同</p> <p>森田教育長</p>	<p>しておりますが、8月11日の山の日につきましては小中学校などが夏季休業期間中であること、また、2月11日の建国記念の日は土曜日であることから、特別開館の開館時間を午後7時までといたします。なお令和4年度につきましては、図書館情報システムの更新を予定しております。更新作業はシステムを停止する必要があることから臨時休館いたします。現段階では、作業日程等が未定であるため、臨時に休館する日は確定しておりませんので、決まり次第教育委員会にてご報告させていただきます。末尾に年間カレンダーを添付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>今の説明に対して、質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>では、この報告のとおりとさせていただきます。</p>
<p>◎その他 むすびつくばの公募型プロポーザルによる事業者選定について</p>	
<p>森田教育長</p> <p>柳瀬委員</p> <p>森田教育長</p> <p>吉沼教育局長</p>	<p>それではその他に進みますが、まず事務局側で何か説明することはありますか。今回は特にはないですか。</p> <p>それでは、委員の方から何か話題がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。柳瀬委員お願いします。</p> <p>新聞報道によりますと、むすびつくばの運営について報道がなされました。その経緯について報告していただければと思います。新聞報道については、これは公に出たものだと思うのですが、私は2社の新聞報道を読んだ上での情報です。それから、教育長に陳情書が出ているということですので、これは教育長の方からその取り扱いについて報告いただければと思います。</p> <p>まずは経過について、教育局長、お願いします。</p> <p>経過について御報告いたします。事業につきましては、不登校児童生徒に対する学習支援事業ということで令和2年からむすびつくばという名称のもとでNPO法人リヴォルヴ学校教育研究所との間で協働実証事業ということで行って参りました。協働事業の実証期間は今年度末までとい</p>

	<p>うことでありましたので翌年度以降どのように進めていくかということで検討し、公募型のプロポーザル方式により業者選定を行いました。そうしたところを選定結果等が出てくる中で、現在むすびつくばに通所されております皆様の御不安のところが出て参りましたので、それらについて保護者の皆様から陳情書等をいただいたところです。</p>
柳瀬委員	<p>ちょっと正確にいきたいのですが、選定結果は候補者の選定ですね。</p>
吉沼教育局長	<p>はい、候補者の選定です。これまで協働実証事業を行っていた事業者とは別の事業者になっています。そういったこともありいろいろな不安ですね、通所されているお子さんはじめその保護者の方々への不安ということから、今回陳情書が提出され、教育長の方でお受けさせていただいたということです。陳情書につきましては、教育長のほか、市議会議長並びに市長との3者に陳情書が出されております。その辺のところが新聞報道に掲載されたものということでございます。</p>
森田教育長	<p>そういう経過で陳情書を保護者の皆様からいただきました。それから、関係保護者の代表の方々と直接お話しする機会もあったわけですが、陳情書については、教育委員会委員の皆様にも共有させていただき、今日、それに対しての意見なども聴取させていただければと思っています。今後、いろいろ考える上での案として皆様のご意見もお聞きして十分に考えていきたいと思っておりますので、今日はよろしく願いしたいと思っております。</p>
柳瀬委員	<p>前提になることを少し確認しておきたいと思います。教育委員会からは、先ほどちょっと申し上げました11月に出了されたつくば市における不登校児童生徒の現状と今後の対応方針についてという報告がありました。その中では、むすびつくばについて書かれているところが何ヶ所かあるので確認しておきますが、まず学校外の施設での支援というところで、課題としてむすびつくばのこともいくつか上がっています。1つ、市内中部にあるむすびつくばを開設したが、施設規模が狭くすべての利用希望者の入所に応えきれていない。むすびつくばの現在の施設では、多様な児童生徒の活動等に対応できていない。むすびつくばの利用は無料である一方、他の民間フリースクールは有料であるため、利用者負担に差が発生している。ということが課題として既に上がっています。つまり、当初、この段階で、むすびつくばについての課題は、指摘されて</p>

	<p>いたわけですね。それからそのあとに、民間フリースクールの活用に関してはそれぞれの特徴をまとめ、不登校児童生徒の選択肢として積極的に紹介するまでには至っていないと書かれております。つまり、選択肢がなかなか広がっていないということも課題に挙がっています。対策のところを読ませていただきます。協働実証で行ってきたむすびつくばは、学習支援のほか、集団活動による自立支援、保護者向け教育相談や、保護者同士の情報交換の場の創出など、幅広い支援が不登校児童生徒や保護者のニーズとも合っていたことから、今後も施設規模の拡大や、柔軟な民間事業者の知見・アイデアを取り入れる仕組みづくりなどの検討を進め、より充実した支援の実現を図るとともに持続可能な運用としたいというのが、対策方針になっています。これは、より充実したということなので、現状を踏まえてのことだと思います。何が言いたいかといいますと、暫定的なものであっても、この方針に従って公募プロポーザルを進めてきたというふうに理解してよろしいですか。</p>
吉沼教育局長	<p>考え方としましては、この方針は議会等への説明が求められた際に作成したものではありませんけれども、それぞれの課題を確認し、その上での対策として、今読んでいただいたとおり、より充実した支援の実現を図るといった件も含めて、そういったことを進めていくということで、これに基づいて考えてきたところであります。</p>
柳瀬委員	<p>その上で、公募型プロポーザルを行ったということは、その時点で事業者が変更してもよいという考えに至ったのでしょうか。</p>
吉沼教育局長	<p>初めから協働事業を一生懸命これまで市と協力しながらやってきた事業者でもありますし、最初から新しい事業者にするとか、そういったことは全く考えておりませんでした。先ほど対策のところできっちり読んでいただいたのでわかりやすかったと思いますけれども、今後も施設規模の拡大や、柔軟な民間事業者の知見・アイデアを取り入れる仕組みづくりなどの検討を進め、より充実した支援の実現を図るとともに持続可能な運用としたいというような中から、公募型プロポーザル方法によって検討されていくことが良いのではないかと考えて進めてきたところです。</p>
柳瀬委員	<p>はい、了解しました。そういうことで、他にもフリースクールやっているとところもあるし、これはもうリヴォルヴ学校教育研究所さんだけで</p>

	<p>はなく、広くプロポーザルを受けて民間の知見を取り入れようということによろしいですね。</p>
吉沼教育局長	<p>はい、全くその通りです。</p>
柳瀬委員	<p>そのことについては、よく理解できるのです。選定方法についてですが、今度はプロポーザルの中身の方に移りたいのですが、非公開でどういう議論がなされたかは、知りえますか、わかりますか。選定のプロセスについてお伺いしたいです。</p>
吉沼教育局長	<p>公募型プロポーザルの際の議事録といいますか、そういったものについてということですか。</p>
柳瀬委員	<p>今おっしゃられたように民間の知見をできるだけ取り入れたいならば、どういう民間の知見があってどういうアイデアが出されたかは、理想的に言えば外部にも公開して、こういういろんな方策があるじゃないですかということを示した方がよろしかったのではないですか。</p>
吉沼教育局長	<p>この公募型プロポーザル方式のやり方の上で、選定委員は当然提案書を読んでおりますので、それによってしっかり判断したと思っておりますが、具体的な企業から出された提案書というものの公開については、少なくとも提案者の了解が必要なのかと思っております。</p>
柳瀬委員	<p>もう終わってしまったことなのですが、本来の趣旨からしたらこれは公開でプロポーザルをやっていただいて、もちろん選定に関わる委員さんたちが最終的に責任をもって選定するにしても、その知見を皆で共有する、或いは少なくとも教育委員がどういうプロポーザルの内容があったか全くわからないような状態で決められていることについては、非常に遺憾です。他のいろいろなプロポーザルとか、公開でやっているところもおそらくあるのではないかと思うのですが、ないですかね。あと具体的な入札とか、そういうことについて、非常に公平性を保つためにクローズでやるということはあると思います。今回の件については、さっき言ったように、民間事業者の知見やアイデアを取り入れる仕組みづくりをしたいということであれば、今からでも了解を取って、こんな知見が提出されて、市としてこれをこういう形で取り入れたいということをごきちんと思表示すべきではないですか。それが、さっき申し上</p>

	<p>げたその方針に従ったものだと思います。子どもたちの選択肢を、さっき成島委員が言われたように、選択肢を広げていくという趣旨であれば、なおさらだと思います。なので、この公募型プロポーザルの実施の仕方については、非常に反省すべき点があるのではないかなと思います。公募型プロポーザルは候補者を選定するために行われたものですが、業務の趣旨の中でこう書いてあります。「本事業は、不登校児童生徒に対し、集団ではなく個に応じた様々な学習機会の提供及びオンラインによる支援など、これまで行った実証で得た知見を活用して」と書いてあります。つまり、3月末をもって協働事業の検証を行うということですが、プロポーザルを出した時点で、つくば市教育局は何らかの実証をした、そして実証で得た知見を持っていたという前提で今回公募型プロポーザル行っているのです。それで、それが私は先ほど言われた方針に書いてあることだと理解するのですが、それでよろしいですか。</p>
吉沼教育局長	はい、その通りでございます。
柳瀬委員	<p>そうしたら、プロポーザルの結果についてなのですが、プロポーザルで候補者が確かに選ばれたわけですね。あくまでもこれは候補者ですね。9のところにはこう書いてあります。「選定された受託候補者と、本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に関わる契約を締結する」。確認したいのですけれども、まだ契約は締結していないですね。</p>
吉沼教育局長	はい、契約は締結しておりません。
柳瀬委員	<p>はい、その段階であるということを確認しました。「なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合または受託候補者が受託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として、次点の受託候補者と協議を行う」と書いてあり、これは受託候補者と本市というのが対等に書いてありますから、どちら側に原因があるかわかりません。「また、受託の辞退等により、本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。」これは本市が請求する場ですから、受託候補者が損害を請求するということは書いていないのです。これが、今回の公募型プロポーザルの結果に対する実施要項です。ここまで確認したのですが、それでよろしいですかね。</p>

吉沼教育局長	ただいまの柳瀬委員が確認した事項については、その通りでございます。
柳瀬委員	ちょっとこれから立ち入った話になりますが、陳情書については、今の段階でどういうふうに取り扱っていただけるでしょうか。教育長、まず何かありますか。
森田教育長	まず一つ、今柳瀬委員からご指摘いただいたように公募型プロポーザルの方法については、やはり今後、何を選ぶかによって方法を考える必要があるのかなということは今後の課題だと思っています。それから、実際に陳情書を伺ったその保護者の皆様、実際にお話ししましたが、非常に心を痛めている、不安であるというところを伺いまして、今回候補者が選ばれたというような結果の中で、どう対策したらその方々の気持ちを尊重して、そして、その選定した業者の新しいノウハウも生かせるような、そんな仕組みができるのか、そのためにはどんな方法があるのだろうかということを考えなくてはならないなど、それが私たちの役目だなと考えていて、実際に事務局の方と相談しているという段階でございます。
和泉委員	12月21日の12月定例会のときに吉沼局長から冒頭でこの不登校支援事業についての説明がありました。そのときの記録を見ますと、「今後協働実施を行ってきたむすびつくばでの検証成果等をまとめて、新たな施設整備を今後進めていきたいということを考えております。これまで行ってきた協働実施を踏まえて今後は来年度から委託事業に切り換えて進めていく準備を現在進めております。」ということで、要は、報告はあったのですけれども、12月21日にはこの程度までだったのです。そうしたら結果が出たということで、ここの飛躍がどうしても理解できなくて、そうすると教育委員会の意義というか役割は何だろうということをお考えしました。教育行政を勉強してみましたら2011年の大津市のいじめ事件をきっかけに地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されましたよね。なぜかというと文科省も4点の問題点を挙げています。1つ目は、教育委員会の権限と責任の所在が不明確であること、2つ目が地域住民の意向の反映が不十分であること、3つ目が教育委員会の審議等が形骸化していること、4つ目が迅速性・機動性の欠如していることです。これは、もしかしたら今回のむすびつくばを選定しているこの事業自体がこのことに当てはまってしまわないかという危機

	<p>感というか不安というか、不信を抱いたのが正直なところなんです。なので、そもそも、どうしてこういう手続きを進めたのかということ、まずお聞きしたい次第です。もう 1 回権限が不明確である。こういうことを踏まえた上で教育行政を執行してらっしゃるとは思うのですが、それであるならば、なぜ今回こういう手続きになってしまったのかということをお聞かせいただけますか。</p>
<p>吉沼教育局長</p>	<p>まず先の 12 月教育委員会での御説明の中で、説明不足と申しますか、そういった観点でご迷惑をおかけした点は大変申し訳なかったと思っております。その中で、委託を進めていくといった中で、先ほど柳瀬委員のご質問にお答えしていく中でもあったように、現在協働実証事業を行っている事業者を含めて、今後様々な個に対応した不登校児童生徒に対応するためにどういった方法がいいかということを検討していく中で委託という方法がまず出て参りました。それで、どういうふうにするかという相手先を決めるかといったときに、必ずしも金額によった通常の工事の入札のようなやり方が適していないのではないかと判断のもと公募型プロポーザル方式を選択しまして、ただいま手続きということで仰ってましたけれども、公募型プロポーザル方式の進め方については基本的に市の基準に則って行ってきたというところでございます。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>あまり質問に答えていただけないような気がしているのですが、このプロセスは正しかったという認識でよろしいですか。</p>
<p>吉沼教育局長</p>	<p>プロセスについては間違っていなかったと思っております。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>というと、12 月の定例会での報告後に、もうすぐ結果が出ていて、選定のプロセスが教育委員会に提示されていなかった。実証実験の検証も私たちは 1 度も見たことがありません。それなのに選定が行われているというプロセスは、間違っていなかったという認識でいらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>吉沼教育局長</p>	<p>最初にすべて間違いなかったというようにお答えしたのですが、私個人としては、少なくとも保護者の皆様からこういった状況でお悩みとか寄せられているという事実がございますので、過去を振り返ってこの過程の中で、保護者の方への説明のタイミングであるとか、そういったことは少し検討の余地があったのではないかなとは思っています。です</p>

	<p>が、それ以外の手順・手続き等についての部分では間違いなかったと思っています。</p> <p>検証の部分ですけれども、これまで実証事業を積み上げてきていく中で毎月の報告や実証事業者相手方との報告などのやりとりの中で、見えてきた成果或いは場合によっては課題等を積み上げてきたつもりであります。ある程度公設民営のやり方で進めることができるという整理をして、選定の方法としては公募型プロポーザル方式がいいということで進めて参りました。</p>
和泉委員	<p>私がお尋ねしたいのは、吉沼局長の教育委員会に対しての対応や進め方ということで、進めていく上でこの対応やり方が妥当であったのかというのをお聞きしたいのですが。</p>
吉沼教育局長	<p>お話に出ております検証という観点では、確かに教育委員の皆様にお諮りをしないで進めていたといったことは事実だと思いますので、そこはあまりよろしくなかったなと思っています。</p>
和泉委員	<p>検証を教育委員会で共有せずに選定した。で、もう決まりました。こうなると、教育委員会は何しているのだろう、と私は本当に率直に思いました。さっきの地教行法が改正に至った4つの問題点の中で、住民の意向を尊重するということが強調されるようになったにもかかわらず、今回陳情書が提出されたっていうのは、もうすでに住民の不信感を抱いていると私は認識しています。なので、この結果をそのまま、今までのやり方で、「申し訳ありませんでした」に対して「はい、わかりました」というわけにはいかず、新たなやり方なりそもそももう少し情報公開をしてもらわないと、教育委員会としても検討できませんし、とにかく、このままの結果を容認することはできないと考えています。</p>
森田教育長	<p>他にはありませんでしょうか。はい、成島委員。</p>
成島委員	<p>質問なのですけれども、公募型プロポーザルの選定委員の方については、非公開なのかどうかはよくわからないのですけれども、その中に現在のむすびつくばの運営側の方というのはいらっしゃらないのでしょうか。</p>
吉沼教育局長	<p>運営側の方は入っておりません。</p>

成島委員

協働実証事業というものは、それが引き継がれていくものであれば、その選定に、関わっている人がいないのは何か不思議な気がしています。公平な判断ができないという考えから排除したのかは分からないのですけれども、あくまでこの事業者だったら新しく任せられると思えないと納得いくわけがないと、保護者としてシンプルにそう思いました。不登校支援って学習支援ではないと思うのですよ。そもそも家から出られないとか、そういう心のケアとか体のケアの部分も含めた実証も行ってたのだと思います。文科省も不登校支援は学習支援だけではないって言っていますよね。だからそういうものとして、協働事業を行っていたと思うので、毎月報告があって、それをもって実証されたというのは、選定する人たちが、ちゃんと現場を見たり、不登校とはどういう子どもたちが問題とされているのか等をわかったりしているのか、そういう人たちが選定委員の中にいたのかすらちょっと分からないので、何かもやもやします。まとまっていなくて申し訳ないです。

吉沼教育局長

成島委員が最初に言われたように、協働事業は確かに引き継いでいくものだ和我々も思っています。それは当然成果であったり、場合によっては課題であったりも引き継ぎをして、そういう課題が本当にあるのであればどう解決していったらいいのかということを考えるためにも、それは当然引き続いていくものだと思います。それとプロポーザルの委員についてのお話がいくつかあったと思うのですけれども、基本的に公募型プロポーザル方式をやるにあたっては、市全体として同じですけれども、どうしても公平性を考えなければいけないものですから、公平性に欠けないようにという観点で取り組ませていただきました。やはり、良い悪いという議論はあるのかもしれませんが、例えば選定委員さんが事前に現場を見るということによって、それがかえって公平さに欠けてしまうようなケースもあるのかなというようなことも考えました。そういう中で、選定委員については、少なくとも不登校児童生徒支援について、一定の理解を持っている者ということで選定委員になっていただいたつもりです。

成島委員

もし不登校というものに対しての専門家の方がいたら、生徒が直接関わる先生が急に変わるというのは絶対良くないことだって、当然普通の人でもそう思うので、専門家の方だったらそれを指摘されるのではないかという気がします。何か継続的な運営予算的な観点からの選定がされ

<p>吉沼教育局長</p>	<p>ているような気がして、ちょっと今の説明ですと、市にとって都合のいい方を選定されているのではないかという気がしてしまうので、わからないのですけれども、ちゃんと子どもに寄り添った専門家の方を選定されているのかちょっと気になってしまうのでやはり情報公開が必要なのではないかという気がしています、自分たちがやったことが、ただその間違っていないとするのであれば。</p> <p>当然市が行う公募型プロポーザル審査ということですので、個人に関わる部分など公開できない部分はどうしても出てくると思うのですけれども、当然公表できる部分については積極的に公表していきたいと思えます。公募型プロポーザルについての御理解等を改めていただくようなことも、例えば教育委員会の中での御説明であるとか、そういったことも今後引き続きさせていただきたいと思えます。説明がこれまでも足りなかったという反省はやはりあります。</p>
<p>倉田委員</p>	<p>個人的な意見になってしまうかもしれないのですが、つくばの教育では、基本理念は不登校児童生徒に対しても、すべての子供たちに支援の手を差し伸べる方向で考えるべきかと思えます。すべての子どものニーズに応じた支援の方策を考えるべきであると思っています。その時に、子どもにとっての選択肢を拡大していくことが一番私は今後つくばにとっては必要なのかなと思えます。そういう意味で、予算の計上とか予算的な支援に対しても、0か100ではなくある程度軽重をかけて支援していく体制を今後とっていくことが大切で、支援を切らないというか継続させていくことに繋がるのかなと、私はそう思っています。ここら辺をぜひ、市長もそうですけれども、検討していただければありがたいなと、私はそう思っています。だから、とにかく選択肢を広げて欲しいというのが私の思いです。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>それぞれご意見ありましたけども、時間も来ていますので何か最後に考え方とか要望とかございましたらお願いします。柳瀬委員お願いします。</p>
<p>柳瀬委員</p>	<p>今のむすびつくばの子どもたちの中で、継続を求めている子どもたち、全部ではないかもしれませんが、多いという事実は重く受けとめなければいけないと思うのです。それで、彼ら彼女らが、自分で選ぶことはできないのだ、という考え方は持って欲しくないと思うのですね。つ</p>

まり、一度学校を不登校になっているという時点で、もちろん先生や学校を選ばないという状況の中で、学校に行かないという選択をしたわけです。行けないということもあるかもしれませんが、選択をしたわけです。で、今回むすびつくばの子どもたちが、事業者が変わりましたから新しい事業者でやってください、子どもたちには選択できません、という状況は作って欲しくない。やっとたどり着いたむすびつくばで、子どもたちがやっと落ち着いて安心できる場所を見つけたという子どもたちに対して、事業者が変わりましたからそれに適応してくださいということは言えない。もう一度選択を突きつけることになるわけです。つまり、事業者が変わったむすびつくばに、行くか行かないかという選択を子どもたちは再度させられるわけです。非常に辛いことだと思うのですね。今利用している子どもたちについてですよ。そうすると、新しい事業者には、全くフラットにして今までのむすびつくばを継承するのではなく、新しく一から作り直して 400 に近い不登校の子どもたちに対して、新しい事業をします、どうですか来ませんかということ、もう 1 回作り直すということを求めますか。僕は、これは無理だと思う、できないと思うのです。今いる子どもたちの意向をちゃんと尊重しなければいけない。1 回まっさらに戻してもう 1 回募集しますという形で新しい事業を展開するとなると、今までの継続性とか継承とか、より良い支援ということと言えないですよ。つまり、今のむすびつくばをそのままの形で、職員をどうするのかなどということも含めて、そのままそっくり新しい事業者が継承することは、現実的には不可能だと思います。今のままのリヴォルヴ学校教育研究所がやっていることをそのまま全部認めるのかと言ったら、これは、検証は何をしましたか、何が足りないのですが、今後はどうしたらいいのですかという、そういう市の方の意思がないということになります。私は両方ともきちんと取り上げて、両方を選択し、先ほど倉田先生や成島委員がおっしゃられたように、納得する形でさらに不登校支援事業が拡充し選択肢が増える方向で考えていただきたい。市長がよく言っている誰一人取り残さないということを肝に銘じて進めていくべきだと思うのです。今の段階でその可能性はまだ残されているので、教育長、ぜひそういう方向で子どもたちや保護者の意見も踏まえた上で、これからの進め方をしていただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

森田教育長

柳瀬委員、ありがとうございます。今柳瀬委員にまとめていただいたようなことがやっぱり一番大事なことだと思うのですよね。教育委員

	<p>の皆さんの御意見も伺いながら、やはり継続性と、それから新たな支援と、という仕組みをしっかりと私達が考えて、両方救えるような、そういうことをしっかりとこれから進めていきたいなと思っています。それから、御指摘があったような公募型プロポーザルの方法とか、教育委員との情報共有のあり方とか、そういうところについては、今後しっかりと検証して足りない部分はやっていくということで進めていきたいと思っています。まだ協議が足りないところもあるかもしれませんが、今後もお気づきの点についてはやりとりしながらですね、定例会に限らず御意見いただければと思いますので、その点をまたよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>そういうことで時間もありませんでしたので、終わりにさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、じゃあ和泉委員お願いします。</p>
和泉委員	<p>次回の定例会が2月21日となると、この件についての報告はいつどういう形で報告を受けるのかということを知っておきたいのです。</p>
森田教育長	<p>契約に至る前に、1度に限らず協議をしていきたい部分もあります。</p>
柳瀬委員	<p>確認いたしますが、プロポーザルの実施要項で、1月下旬に契約締結の予定と書いてありますが、これはやっぱりもう少し協議をした上で締結ということで考えてよろしいですか。</p>
吉沼教育局長	<p>はい、その通りです。協議をした上で考えていくということにしています。</p>
森田教育長	<p>事務局の方からまた日程調整などもさせていただく場合があるかと思ひますけれども、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>では、以上をもちまして1月の定例会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。</p>

◎ 閉 会

午後 12 時 10 分閉会宣言

会議録調製年月日

令和4年2月21日